

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月23日（平成30年（行個）諮問第53号）

答申日：平成30年12月10日（平成30年度（行個）答申第145号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の7欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年11月30日付け東労発総個開第29-719号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 「保有個人情報が記載されていないもの（以下、第2において「保有個人情報不記載箇所」という。）については不開示とした。」である記載が「東労発総個開第29-719号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」」（以下、第2において「本通知」という。）第2項内に行なわれているところ、保有個人情報不記載箇所が法14条の「不開示情報」に該当しないから、審査請求人は厚生労働大臣に、審査請求人に保有個人情報不記載箇所を開示することを、請求する。

イ 五枚及び百八枚である、長い全面不開示部分は本通知の別添の写し内に存在するところ、法15条1項の「不開示情報に該当する部分（以下、第2において「十五1不開示部分」という。）を容易に区分して除くことができる」ときに該当する記載が行われている、及び、法15条2項の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」となる記述等の部分（以下、第2において「十五2不開示部分」

という。)を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に該当する記載が行われている場合、審査請求人は厚生労働大臣に、審査請求人に十五 1 不開示部分又は十五 2 不開示部分以外の、記載部分を、開示することを、請求する。

(2) 意見書 1

ア はじめに

審査請求人は総務省情報公開・個人情報保護審査会に、情報公開・個人情報保護審査会設置法 11 条の規定で本意見書を、提出する。

イ 諮問庁が新たに開示する部分を決定したことについて

対象文書 1 の③、対象文書 2 の③、及び、対象文書 3 の④(以下、第 2 において「新開示三部分」という。)が新たに開示決定された趣旨は、諮問番号平成 30 年(行個)諮問第 53 号である諮問事件「本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件」の理由説明書 3(3)内に記載されているところ、審査請求人は新開示三部分が開示されることが、諮問庁に適切であると、考える。

ウ 誤記載について

「14 ないし 127」の誤記載であった可能性は理由説明書の別表 4 の頁「42 ないし 148」に大きい。

エ 対象文書 4 の①について

「当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている」及び「当該事業場の取引関係や人材確保の面等に於いて、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」である記載が理由説明書 3(2)エ内に行われているところ、当該事業場の経営者が、審査請求人等の労働者が記載した文書に、書類改竄を、行うこと(以下、第 2 において「書類改竄付加」という。)、及び、経営者の愛人である労働者が審査請求人等の労働者に、行った、事実が存在しない誹謗が、人事査定対象と取り扱われること(以下、第 2 において「誹謗人事査定」という。)等の劣悪な経営は当該事業場内で行われていて、この劣悪な経営が多数の労働者、及び、多数の取引先により、認識されているから、誹謗人事査定に関連する書類が公開されることは、特段の問題を発生させなくて、並びに、審査請求人は誹謗人事査定に関連する書類、及び、書類改竄付加が行われた、人事査定での低い評価に利用された書類の、保護が「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益」(法 14 条 3 号イ参照。)に該当しないと、考える。

理由説明書 3(2)エ内の「当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督署との信頼関係」は当該事業場が当該労働基準監督署に行

った、書類改竄付加及び誹謗人事査定等に関連する虚偽陳述（労働基準法120条4号参照。）で、多数回破壊されて、審査請求人は当該事業場が当該労働基準監督署に提出した、多数の虚偽が記載された書類を、保護する必要（法14条3号ロ、5号及び7号イ参照。）は、処分庁及び諮問庁等の機関に存在しないと、考える。

故に、審査請求人は諮問庁に、審査請求人に、対象文書4の①の文書を、追加で開示することを、請求する（法14条柱書）。

オ 対象文書4の②について

「審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、」である記載は理由説明書の3（1）イ内に記載されているところ、対象文書4の②内の、多数の文書が、審査請求人が当該事業場内で業務である記載した文書、及び、審査請求人の周辺の労働者及び経営者が、審査請求人につき、記載して、審査請求人の氏名が明瞭に表示されていない文書であるようであるから、審査請求人は多数の、これらの文書が、審査請求人が本人である保有個人情報であって、処分庁及び諮問庁等の機関が法14条柱書の規定で、多数の、これらの文書を、開示するを避け得ないと、考える。

故に、審査請求人は諮問庁に、審査請求人に、対象文書4の②内の、多数の文書を、追加で開示することを、請求する（法14条柱書）。

カ 結論

審査請求人は諮問庁に、審査請求人に、対象文書4の①の文書、及び、対象文書4の②内の、多数の文書を追加で開示することを、請求する（法14条柱書）。

(3) 意見書2

ア はじめに

審査請求人は総務省情報公開・個人情報保護審査会に、情報公開・個人情報保護審査会設置法11条の規範で本意見書を、提出する。

イ 「特定事業所から特定労働基準監督署へ提出された文書のうち14頁ないし18頁、20頁ないし72頁、76頁ないし77頁、89頁ないし90頁、93頁ないし127頁の対象文書」について

(ア) 「諮問庁としては、当該文書については、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、」について

当該文書は審査請求人の「申告処理台帳一式」内の文書であるから、申告者は当該文書が申告者の保有個人情報であると、考える。

尚、当該文書中の、一部の文書が、審査請求人が記載した、当該事業場内の業務の文書、及び、審査請求人の周辺の労働者及び経営

者が、審査請求人につき、記載した、当該事業場内の業務の文書であるようであるから、審査請求人は当該文書が審査請求人の保有個人情報であることの、不都合が、存在しないと、考える。

(イ) 「これらの情報は、法14条3号イに該当する。」について

第1に、特定事業場の劣悪な経営は相当に広く認識されていて、劣悪な内部管理の情報が公開されることは、特定事業場の正当な利益をほとんど害しない。

第2に、審査請求人が東京地方裁判所での、特定事業場との労働審判及び民事裁判を、行う予定であるから、当該文書の開示は審査請求人が審査請求人の生活及び財産を、保護するために、審査請求人に必要である(法14条3号ただし書)。

(ウ) 「同条3号ロ・・・に該当するため、」について

第1に、審査請求人が東京地方裁判所での、特定事業場との労働審判及び民事裁判を、行う予定であるから、当該文書の開示は審査請求人が審査請求人の生活及び財産を、保護するために、審査請求人に必要である(法14条3号ただし書)。

第2に、審査請求人は特定労働基準監督署から、特定労働基準監督署が行う、特定事業場への臨検の、説明を、聞いたところ、特定事業場は特定労働基準監督署に多数回の虚偽陳述を行い、且つ、帳簿の提出を拒否した。

審査請求人は特定労働基準監督署が、特定労働基準監督署と特定事業場の信頼関係、又は、特定事業場の協力に、大きな期待を行い得ないと、考える。

(エ) 「5号・・・に該当するため、」について

上記(ウ)の第2の事由は、法14条5号に同様に該当する。

(オ) 「7号イに該当するため、」について

上記(ウ)の第2の事由は、法14条7号イに同様に該当する。

ウ 「「4「特定事業所から特定労働基準監督署へ提出された文書」の①「19頁、73頁ないし75頁、78頁ないし88頁、91頁ないし92頁」の文書」(以下、第2において「非補充説明文書」という。)について

審査請求人が東京地方裁判所での、特定事業場との労働審判及び民事裁判を、行う予定であるから、非補充説明文書の開示は審査請求人が審査請求人の生活及び財産を、保護するために、審査請求人に必要である(法14条3号ただし書)。

エ 結論

審査請求人は諮問庁に、審査請求人に、当該文書及び非補充説明文書を追加で開示することを、請求する(法14条柱書き)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成29年11月6日付け（同日受付）で、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年12月23日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち（3）ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下、第3において順に「対象文書1」ないし「対象文書4」といい、併せて「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に掲げる情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書3の③）

対象文書3は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書3の③の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(イ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4の②）

対象文書4は、申告処理の過程で特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、対象文書4の②の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙（3頁ないし10頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の①ないし②は、これらの情報が開示されることとな

れば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書及び続紙（対象文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

また、監督復命書の続紙には、一般的には監督復命書（続紙）との標題が付され、「監督種別」、「整理番号」、「参考事項・意見」が記載されている。

a 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とするこ

とが妥当である。

また、これらの情報には労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報が含まれている。労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたこれらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがあることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当

するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

対象文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書2の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書3）

対象文書3の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、対象文書3の①には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書3の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

対象文書の4の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、開示しないことを条件として労働基準監督官に対して任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後

労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書4の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書1の③及び2の③並びに3の④については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「「保有個人情報に記載されていないものについては不開示とした。」である記載が「東労発総個開第29-719号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」第2項内に行なわれているところ、保有個人情報不記載箇所が法14条の「不開示情報」に該当しないから、審査請求人は厚生労働大臣に、審査請求人に保有個人情報不記載箇所を開示することを、請求する。」等と主張しているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記(3)ウで開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成30年3月23日付け厚生労働省発基0323第7号により諮問した平成30年（行個）諮問第53号に係る

諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁としては原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性等について補充して説明する。

- (1) 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書のうち14頁ないし18頁、20頁ないし72頁、76頁ないし77頁、89頁ないし90頁、93頁ないし127頁の対象文書について

諮問庁としては、当該文書については、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、開示しないことを条件として労働基準監督官に対して任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法令違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、当該文書は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報も含まれ、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (2) また、理由説明書の別表に一部誤謬が判明したことから、同別表について、下表のとおり修正する（下線部が修正部分）。

別表

文書番号	対象文書名	頁	不開示部分	該当条文
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし10	<p>① 1頁の「完結区分」欄</p> <p>② 2頁の「処理経過」欄 1行目ないし3行目及び9行目ないし10行目及び13行目ないし14行目及び16行目及び18行目ないし19行目及び21行目ないし25行目並びに27行目ないし5頁の11行目、5頁の20行目及び22行目7文字目ないし24文字目並びに28行目4文字目ないし11文字目、6頁の10行目ないし11行目並びに15行目30文字目ないし24行目、7頁の13行目ないし15行目、8頁の13行目ないし14行目及び17行目ないし9頁の28行目、10頁の13行目15文字目ないし14行目及び17行目ないし21行目並びに23行目</p> <p>③ 1頁の「申告事項」欄の不開示部分及び「申告の内容」欄の不開示部分、3頁の「措置」欄の不開示部分、6頁の「処理経過」欄 12行目7文字目ないし最終文字及び25行目7文字目ないし最終文字</p>	<p>法14条5号及び7号イ</p> <p>法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ</p> <p>新たに開示</p>

			並びに29行目8文字目ないし16文字目, 7頁の「処理経過」欄1行目23文字目, 8頁の「処理経過」欄1行目23文字目	
2	監督復命書及び続紙	11ないし12	<p>① 11頁の「労働者数」欄, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間数」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「是正期日」欄の1枠目, 12頁の「参考事項・意見」欄8行目ないし最終行</p> <p>② 11頁の「面接者職氏名」欄</p> <p>③ 11頁の「No.」欄2枠目以降, 「違反法条項・指導事項等」欄2枠目以降, 「是正期日」欄2枠目以降</p>	<p>法14条3号イ及びロ, 5号並びに7号イ</p> <p>法14条2号</p> <p>新たに開示</p>
3	担当官が作成又は収集した文書	13	<p>① 13頁の「違反事項」欄1枠目ないし5枠目, 「是正期日」欄1枠目ないし5枠目</p> <p>② 「受領者職氏名」欄の不開示部分</p> <p>③ 13頁の「是正確認」欄, 17頁ないし22頁(削除)</p> <p>④ 13頁の「法条項等」欄6枠目以降, 「違反事項」欄6枠目以降, 「是正期日」欄6枠目以降</p>	<p>法14条3号イ及びロ, 5号並びに7号イ</p> <p>法14条2号</p> <p>保有個人情報非該当</p> <p>新たに開示</p>

4	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	14ないし127	① 19頁, 73頁ないし75頁, 78頁ないし88頁, 91頁ないし92頁 ② 14頁ないし18頁, 20頁ないし72頁, 76頁ないし77頁, 89頁ないし90頁, 93頁ないし127頁	法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ 保有個人情報非該当
---	------------------------	----------	--	---

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号4の1枚目ないし127枚目に1ないし127と付番したものを「頁」として記載している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月10日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同月13日 審議
- ⑤ 同年11月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月21日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月30日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1に掲げる文書番号3の③及び文書番号4の②に記録された保有個人情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 別表1の文書番号3の③

当該部分は、是正勧告書（控）の是正状況確認のため専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 別表1の文書番号4の②

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、当該文書の記載内容に加え、その取得の目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の7欄に掲げる部分について

ア 通番2

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄における事業場に臨検した旨の記載であり、審査請求人以外の個人に関する情報には該当せず、また、その内容は原処分で開示されている申告処理台帳続紙の「処理方法」欄の内容から明らかであり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものにも該当しない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 3 及び通番 5

当該部分のうち、通番 3 は、監督復命書の「参考事項・意見」欄における労働基準監督官が判断した事項の記載であり、通番 5 は、是正勧告書（控）の「違反事項」欄の違反内容の記載である。当該部分は、原処分で開示されている申告処理台帳続紙における担当官から審査請求人へ説明した内容や監督復命書の記載、是正勧告書（控）の「法条項等」欄の記載から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これらを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものにも該当しない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法 14 条 2 号該当性について

通番 4 及び通番 6 は、それぞれ、監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定事業場の職員の職氏名及び是正勧告書（控）の「受領者職氏名」欄に記載された同事業場の職員の職氏名であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イ該当性について

通番 2 は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載であり、当該事案に対する特定事業場の見解、労働基準監督官が行った特定事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

通番 7 及び通番 8 は、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書であり、これを開示すると、特定事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係

資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、通番2、通番7及び通番8は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

(ア) 通番3のうち、「労働者数」欄、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した特定事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を退職した日以降の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3のうち、「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄

当該部分は、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容等が明らかとなる情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番3のうち、「是正期日」欄

当該部分は、違反法条項及び指導条項の是正期日に係る記載であり、特定事業場の内部管理に関する情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番5

当該部分は、違反事項に関わる内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条5号及び7号イ該当性について

通番1は、申告処理案件の完結区分が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書2において、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号4）については、審査請求人が東京地方裁判所での、特定事業場との労働審判及び民事裁判を行う予定であるから、当該文書の開示は審査請求人の生活及び財産を保護するために必要であるとして、法14条3号ただし書に該当する旨主張している。

しかしながら、当該文書の不開示部分を開示することについて、当該部分を開示することにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の7欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表2の7欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

私が平成28年特定月頃に特定労働基準監督署に、「特定資格取得に関連する、特定事業場の労働基準法及び労働安全衛生法違反」の件で、申告した申告処理台帳一式（事業場名「特定会社」、住所「特定住所」）。但し、請求人が提出した資料は、除かれる。

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分		2 保有個人情報該当性
文書番号	該当部分	
3の③	1 3 頁の「是正確認」欄	該当しない。
4の②	1 4 頁ないし 1 8 頁, 2 0 頁ないし 7 2 頁, 7 6 頁ないし 7 7 頁, 8 9 頁ないし 9 0 頁, 9 3 頁ないし 1 2 7 頁	該当する。

別表 2

1 文 書 番 号	2 対象 文書名	3 頁	4 通 番	5 不開示部分	6 該当条文 (法 1 4 条該当 号)					7 開示す べき部分	
					2 号	3 号 イ	3 号 ロ	5 号	7 号 イ		
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1 な い し 1 0	1	① 1 頁の「完結区分」欄					○	○	
			2	② 2 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目, 9 行目, 1 0 行目, 1 3 行目, 1 4 行目, 1 6 行目, 1 8 行目, 1 9 行目及び 2 1 行目ないし 2 5 行目並びに 2 7 行目ないし 5 頁の 1 1 行目, 5 頁の 2 0 行目及び 2 2 行目 7 文字目ないし 2 4 文字目並びに 2 8 行目 4 文字目ないし 1 1 文字目, 6 頁の	○	○	○	○	○	○	2 頁の「処理経過」欄 2 1 行目 8 頁の「処理経過」欄 1 7 行目 1 文字目ないし 8 文字目

				<p>10行目ないし11行目並びに15行目30文字目ないし24行目, 7頁の13行目ないし15行目, 8頁の13行目ないし14行目及び17行目ないし9頁の28行目, 10頁の13行目15文字目ないし14行目及び17行目ないし21行目並びに23行目</p>						
				<p>③ 1頁の「申告事項」欄の不開示部分及び「申告の内容」欄の不開示部分, 3頁の「措置」欄の不開示部分, 6頁の「処理経過」欄12行目7文字目ないし最終文字及び25行目7文字目ないし最終文字並びに29行目8文字目ないし16文字目, 7頁の「処理経過」欄1行目23文字目, 8頁の「処理経過」欄1行目23文字目</p>	<p>新たに開示</p>					
2	監督復命書及び続紙	1 1 ないし	3	<p>① 11頁の「労働者数」欄, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」</p>		○	○	○	○	<p>12頁の「参考事項・意見」欄10行目, 11行目1文字目</p>

		1 2		欄, 「是正期日」欄の1枠目, 12頁の「参考事項・意見」欄8行目, 10行目ないし13行目及び15行目ないし最終行目						ないし9文字目及び12行目37文字目ないし13行目9文字目
			4	②11頁の「面接者職氏名」欄	○					
				③11頁の「No.」欄2枠目以降, 「違反法条項・指導事項等」欄2枠目以降, 「是正期日」欄2枠目以降 12頁の「参考事項・意見」欄の9行目及び14行目	新たに開示					
3	担当官が作成又は収集した文書	1 3	5	①13頁の「法条項等」欄2枠目ないし5枠目, 「違反事項」欄1枠目ないし5枠目, 「是正期日」欄1枠目ないし5枠目		○	○	○	○	13頁の「違反事項」欄1枠目ないし3枠目3文字目
			6	②「受領者職氏名」欄の不開示部分	○					
				③13頁の「是正確認」欄	保有個人情報非該当					
				④13頁の「法条項等」欄6枠目以降, 「違反事項」欄6枠目以降, 「是正期日」欄6枠目以降	新たに開示					
4	特定事業場か	1 4	7	①19頁, 73頁ないし75頁, 78頁	○	○	○	○	○	

	ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	ない し 1 2 7	8	ないし88頁, 91 頁ないし92頁 ②14頁ないし18 頁, 20頁ないし7 2頁, 76頁ないし 77頁, 89頁ない し90頁, 93頁な いし127頁	○	○	○	○	○	
--	--------------------------------------	------------------------	---	--	---	---	---	---	---	--